

静岡県薬第 214 号
令和元年 6 月 26 日

各地域薬剤師会会長 様

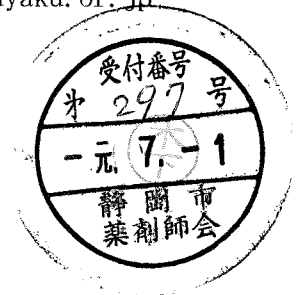
公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 石川 幸伸

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

標題の件について、静岡県健康福祉部長から別添写（令和元年 6 月 20 日付け衛薬第 424 号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局；木村
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：takakok@shizuyaku.or.jp



写

衛 薬 第 424 号

令和元年6月20日

公益社団法人静岡県薬剤師会会長 様

静岡県健康福祉部長

(公印省略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について (通知)

このことについて、令和元年6月19日付け薬生発0619第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添写しのとおり通知があったので、貴会会員に対する周知に御配慮願います。

担 当 生活衛生局薬事課

薬 物 対 策 班

電話番号 054-221-2413





薬生発0619第1号
令和元年6月19日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について(通知)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和元年政令第31号。以下「改正政令」という。)が令和元年6月19日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学工業品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

- (1) 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 7446-70-0)
- (2) シクロヘキサ-4-エン-1, 2-ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 85-43-8)
- (3) ジデシル(ジメチル)アンモニウム=クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデシル(ジメチル)アンモニウム=クロリド0.4%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 7173-51-5)
- (4) 2-(ジメチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-(ジメチルアミノ)エタノール3.1%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 108-01-0)
- (5) トリクロロ(フェニル)シラン及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 98-13-5)



(6) ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸11%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 142-62-1)

(7) ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸11%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 111-14-8)

(8) ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸11%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 109-52-4)

2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、4-(2, 2-ジシアノエチレン-1-イル)フェニル=2, 4, 5-トリクロロベンゼン-1-スルホナート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 126980-24-3)

(2) 2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリレート及びこれを含有する製剤のうち、2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリレート6.4%以下を含有する製剤

(CAS No. : 2867-47-2)

(3) 水酸化リチウム-水和物及びこれを含有する製剤のうち、水酸化リチウム-水和物0.3%以下を含有する製剤

(CAS No. : 1310-66-3)

3 施行期日

令和元年7月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

4 経過措置等

(1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日(令和元年7月1日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和元年9月30日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和元年9月30日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は、適用しない。

(2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項(毒物又は劇物の表示)、第14条(毒物又は劇物

の譲渡手続)、第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2(廃棄)、第16条(運搬等についての技術上の基準等)等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

平成30年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料(資料30 平成30年度第2回毒物劇物部会について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000497412.pdf>

○毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)(抄) 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 三十の四 (略)</p> <p>三十の五 (略)</p> <p>三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤</p> <p>三十の七 (略)</p> <p>三十一 三十一の三 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(95)(1) (略)</p> <p>(94) (略)</p> <p>(96) 四 (ニ・ニージシアノエテンー フェニル 二 ・四・五 トリクロベンゼン スルホナート及びこれ を含有する製剤</p> <p>(97) (略)</p>	<p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 三十の四 (略)</p> <p>三十の五 サリノマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、サリノマイシンとして一%以下を含有するものを除く。</p> <p>(新設)</p> <p>三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤</p> <p>三十一 三十一の三 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(95)(1) (略)</p> <p>(94) (略)</p> <p>(E) (四R) 四 (ニ・四 ジクロフェニル) 一・三 ジチオラン ニイリデン (一H イミダゾ ル イール) アセトニトリル及びこれを含有する製剤</p> <p>(新設)</p> <p>(96) ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤</p>

(98) | (184) | (略)

三十三の二、三十八の三 (略)

三十九 (略)

三十九の二 シクロヘキサ―四―エン―一・二―ジカルボン酸無
水物及びこれを含むもの製剤

四十 (略)

四十の二、四十二 (略)

四十二の二 (略)

四十二の三 ジデシル (ジメチル) アンモニウムクロリド及び
これを含むもの製剤。ただし、ジデシル (ジメチル) アンモニ
ウムクロリド〇・四%以下を含むものを除く。

四十三 (略)

四十三の二、五十 (略)

五十の二 (略)

五十の三 二― (ジメチルアミノ) エタノール及びこれを含むもの
製剤。ただし、二― (ジメチルアミノ) エタノール三・一%
以下を含むものを除く。

五十の四 二― (ジメチルアミノ) エチルメタクリレート及び
これを含むもの製剤。ただし、二― (ジメチルアミノ) エチル
メタクリレート六・四%以下を含むものを除く。

五十の五、五十の八 (略)

(97) | (183) | (略)

三十三の二、三十八の三 (略)

三十九 しきみの実

(新設)

四十 シクロヘキシミドを含むもの製剤。ただし、シクロヘキシ
ミド〇・二%以下を含むものを除く。

四十の二、四十二 (略)

四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含むもの製剤。
ただし、ジシクロヘキシルアミン四%以下を含むものを除
く。

(新設)

四十三 二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノールを
含むもの製剤。ただし、二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシル
フェノール〇・五%以下を含むものを除く。

四十三の二、五十 (略)

五十の二 二・三―ジプロモプロパン―一―オール及びこれを含
有する製剤

(新設)

五十の三 二― (ジメチルアミノ) エチルメタクリレート及び
これを含むもの製剤

五十の四、五十の七 (略)

五十一〜六十八 (略)

六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。

ただし、水酸化リチウム一水和物〇・三%以下を含有するものを除く。

六十九〜七十四の二 (略)

七十四の三 (略)

七十四の四 トリクロロ(フェニル)シラン及びこれを含有する製剤

七十四の五 (略)

七十四の六・七十四の七 (略)

七十五〜九十一 (略)

九十一の二 (略)

九十一の三 ヘキササン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサ

サン酸一%以下を含有するものを除く。

九十一の四 (略)

九十二 (略)

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプ

タン酸一%以下を含有するものを除く。

九十三 (略)

九十四 (略)

五十一〜六十八 (略)

六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤

六十九〜七十四の二 (略)

七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤

(新設)

七十四の四 一・二・三―トリクロロプロパン及びこれを含有す

る製剤

七十四の五・七十四の六 (略)

七十五〜九十一 (略)

九十一の二 ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有す

る製剤

(新設)

九十一の三 ヘキサ―一・六―ジアミン及びこれを含有する製

剤

九十二 ベタナフトールを含有する製剤。ただし、ベタナフトー

ル一%以下を含有するものを除く。

(新設)

九十三 一・四・五・六・七―ペンタクロル―三a・四・七・七

a―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロルメタン)―イ

ンデン(別名ヘプタクロル)を含有する製剤

九十四 (略)

九十五 (略)

九十五の二 ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸一%以下を含有するものを除く。

九十六 (略)

九十六の二〇百十 (略)

2
(略)

九十五 ペンタクロルフエノール塩類及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフエノールとして一%以下を含有するものを除く。

(新設)

九十六 硼^{ほうちゅう}弗^ふ化^か水^{すい}素^そ酸^{さん}及びその塩類

九十六の二〇百十 (略)

2
(略)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十二号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八及び別表第二第九十九号の規定に基づき、この政令を制定する。

第二条第一項中第三十号の六を第三十号の七とし、第三十号の五の次に次の一号を加える。
三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(183)を(184)とし、(184)から(182)までを(183)までとし、(182)の次に次のように加える。

四〇四（二）ニージシアノエテンー（イール）フェニルニ（二）四・五トリクロロベンゼン

一スルホナート及びこれを含有する製剤

第二条第一項第二十九号の次に次の一号を加える。
三十九の二 シクロヘキサール（エー）ニ（二）ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤

第二条第一項第四十二号の次に次の一号を加える。
四十二の三 ジメチル（ジメチル）アンモニウムクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジ

メチル（ジメチル）アンモニウムクロリド〇・四以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第五十号の七を第五十号の八とし、第五十号の四から第五十号の六までを一号ずつ

繰り下げ、同項第五十号の三中「製剤」の下に「ただし、二（ジメチルアミン）エチルメタクリ

レート六・四以下を含有するものを除く」を加え、同号を同項第五十号の四とし、同項第五十号

の二の次に次の一号を加える。
五十の三（二）ジメチルアミン（エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二（ジメチル

アミン）エタノール三・一以下を含有するものを除く。

第二条第一項第六十八号の三中「製剤」の下に「ただし、水酸化リチウム一水和物〇・三以下

を含有するものを除く」を加える。

第二条第一項中第七十四号の六を第七十四号の七とし、第七十四号の五を第七十四号の六とし、第

七十四号の四を第七十四号の五とし、第七十四号の三の次に次の一号を加える。
七十四の四 トリクロロ（フエニル）シラン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第九十一号の三を第九十一号の四とし、第九十一号の二の次に次の一号を加える。
九十一の三 ヘキサノール及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサノール一以下を含有するもの

を除く。

第二条第一項第九十二号の次に次の一号を加える。
九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一以下を含有するもの

を除く。

第二条第一項第九十五号の次に次の一号を加える。
九十五の二 ベンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ベンタン酸一以下を含有するもの

を除く。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定、同

項第五十号の三の改正規定（製剤）の下に「ただし、二（ジメチルアミン）エチルメタクリ

レート六・四以下を含有するものを除く」を加える部分に限る）及び同項第六十八号の三の改正

規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第三十号の六、第三十九号の二、

第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九十五

号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行つた該営業については、

令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及

び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和元年九月三十日

までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む）及び第二項の規定

は、適用しない。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

